

# 資料編

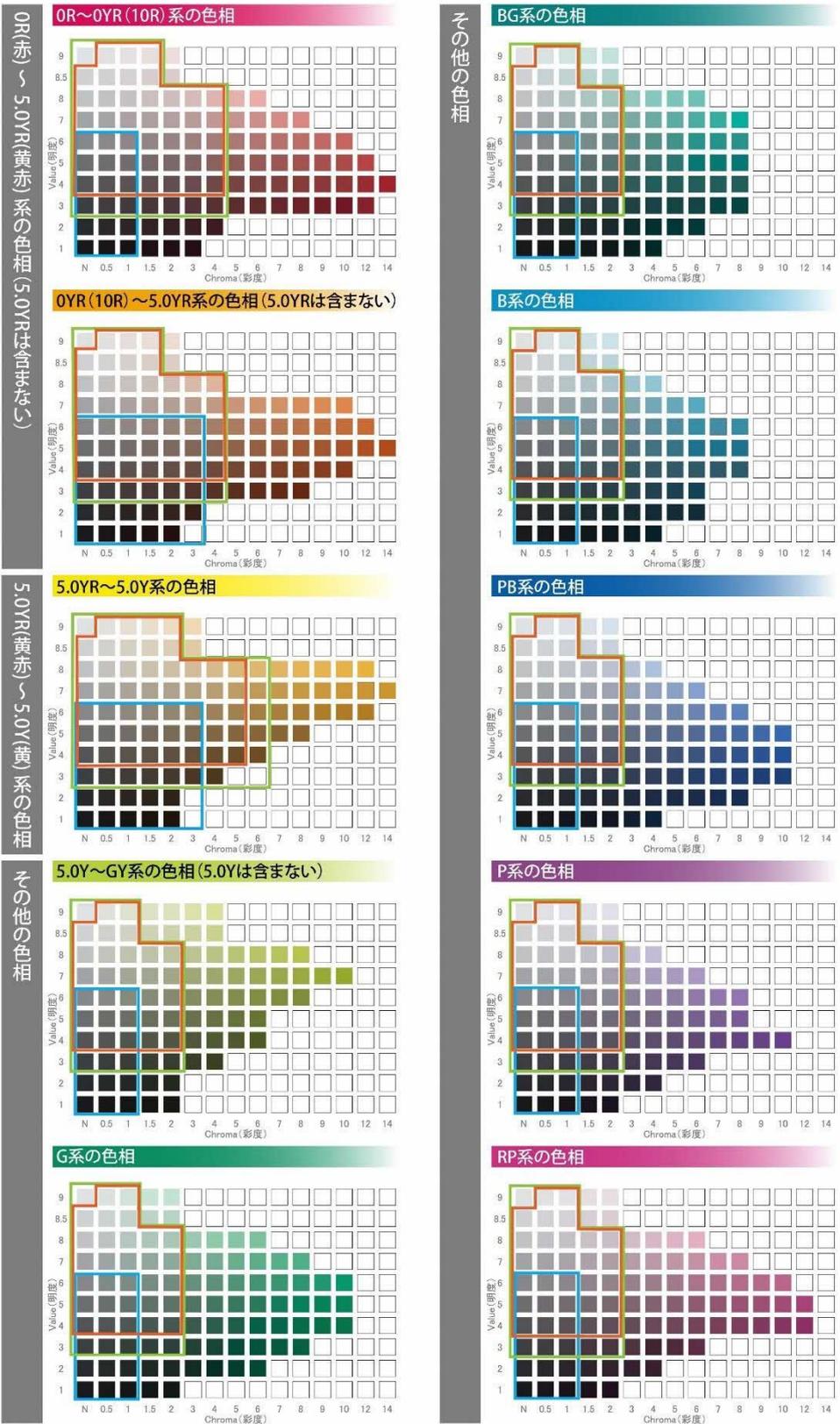
## 資料編目次

1	景観ゾーン（4ゾーン）と工業・産業系大規模建築物の色彩基準範囲	68
2	文化財	73
3	ふるさとの樹	74
4	景観まちづくり施策の実績	75
5	市民意識調査	79
6	用語解説	84
7	所沢市ひと・まち・みどりの景観条例	89

# 1 景観ゾーン（4ゾーン）と工業・産業系大規模建築物の色彩基準範囲

## ■ 建築物の建築等及び工作物の建設等の色彩の適合範囲

### 住居系市街地景観ゾーン



#### 凡例

- 基調色の適合範囲  
(外壁等各面の4/5以上)
- 補助色の適合範囲  
(外壁等各面の1/5以下)
- 屋根色の適合範囲

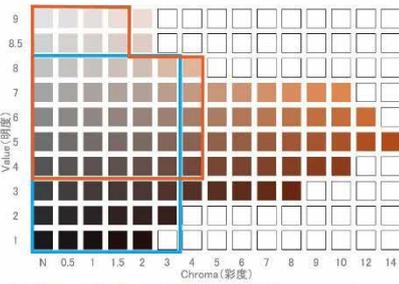
※このチャートは印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。適合範囲は、色彩基準を参照してください。  
 ※住居系市街地景観ゾーンにおいては、強調色は自由です。

# 商業系市街地景観ゾーン

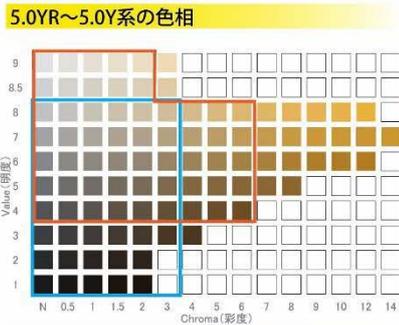
OR(赤)～5.0YR(黄赤)系の色相 (5.0YRは含まない)



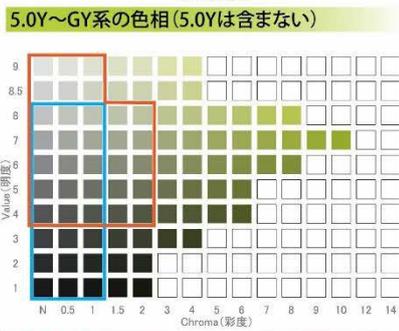
0YR (10R)～5.0YR系の色相 (5.0YRは含まない)



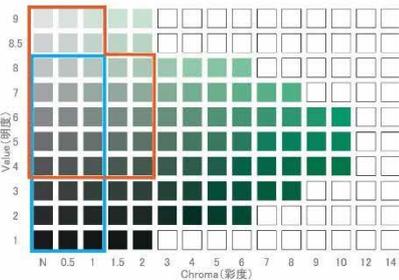
5.0YR(黄赤)～5.0Y(黄)系の色相



その他の色相

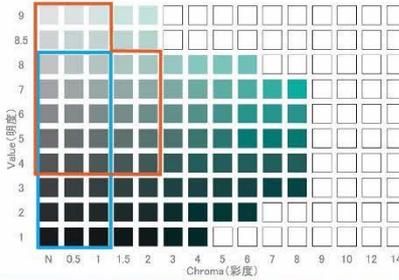


G系の色相

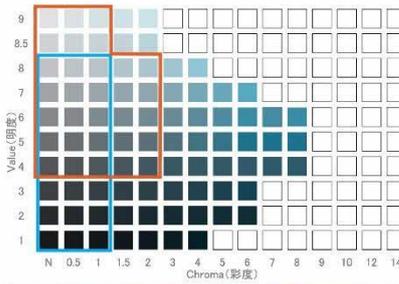


その他の色相

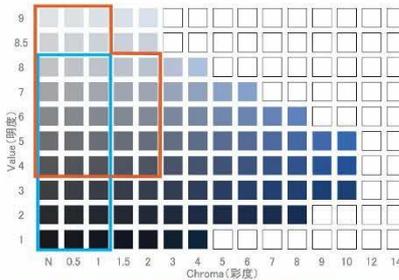
BG系の色相



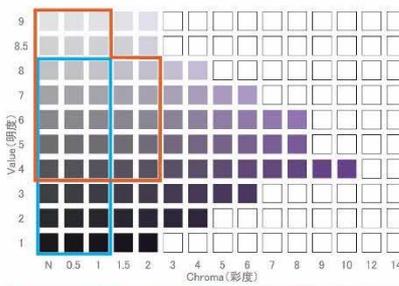
B系の色相



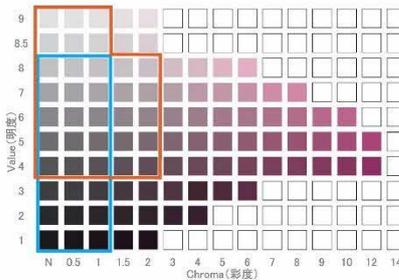
PB系の色相



P系の色相



RP系の色相



## 凡例



基調色の適合範囲  
(外壁等各面の4/5以上)

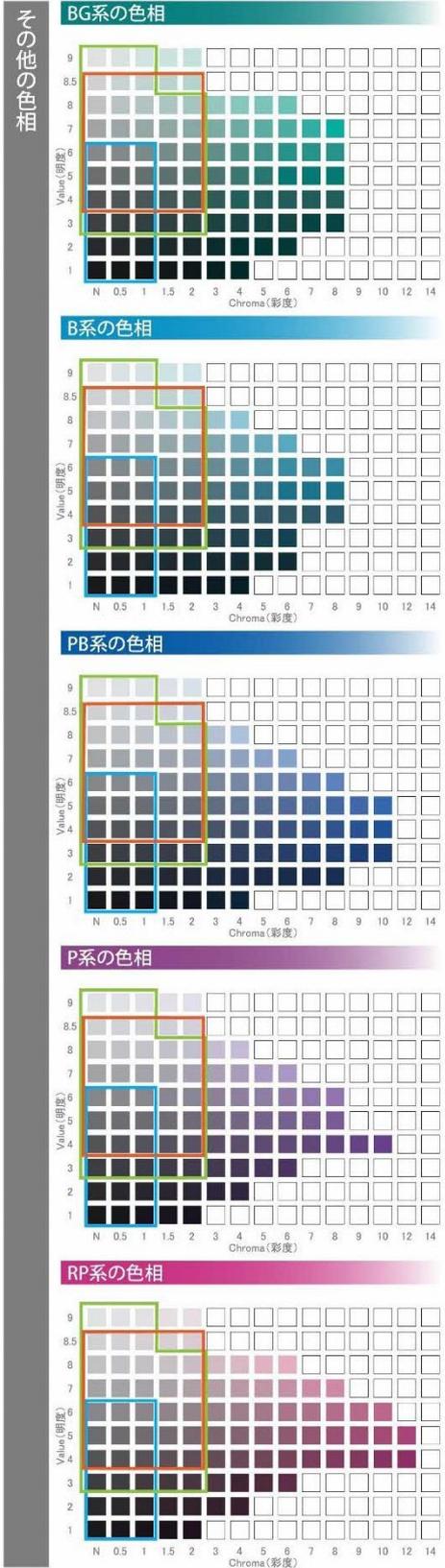
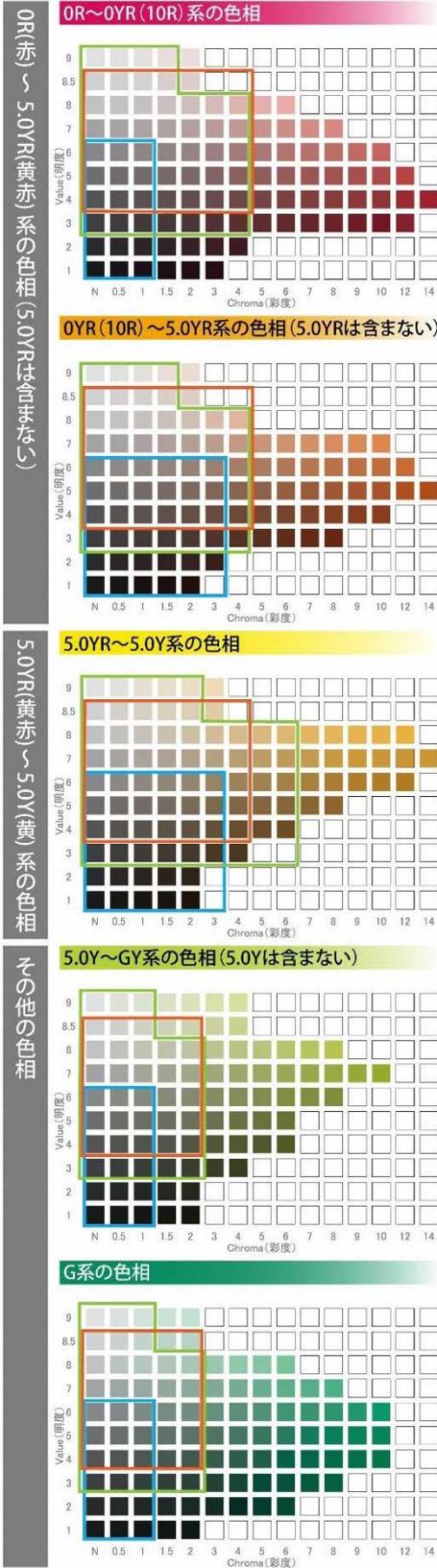


屋根色の適合範囲

※補助色は自由です。

※このチャートは印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。適合範囲は、色彩基準を参照してください。  
 ※商業系市街地景観ゾーンにおいては、補助色及び強調色は自由です。

# 工業・産業系市街地景観ゾーン

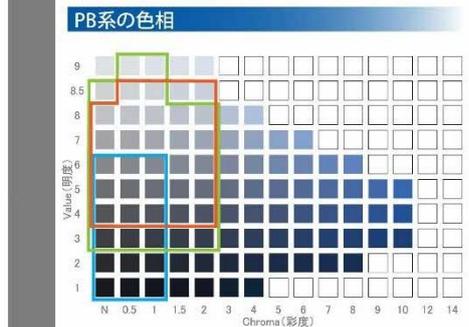
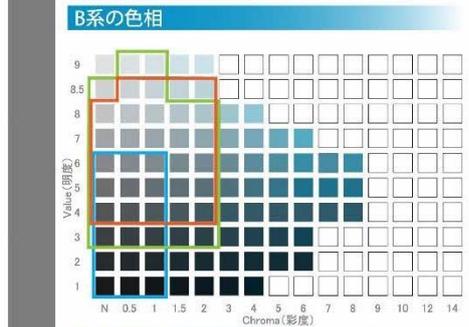
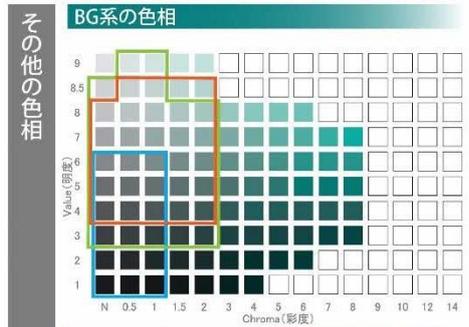
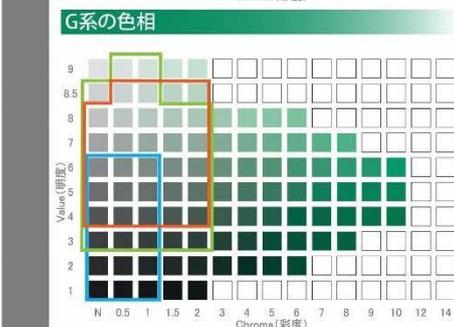
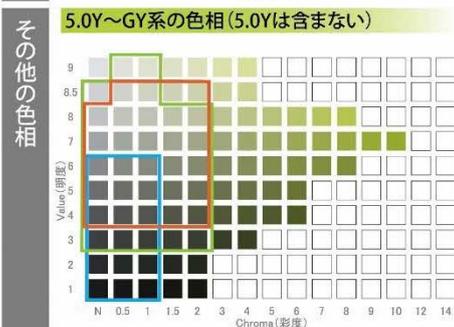
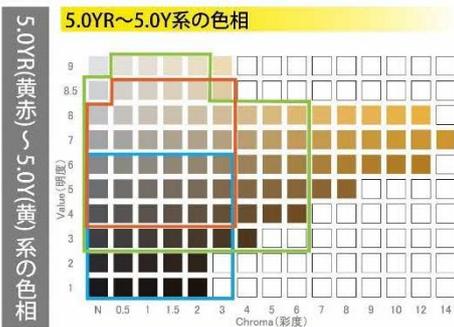
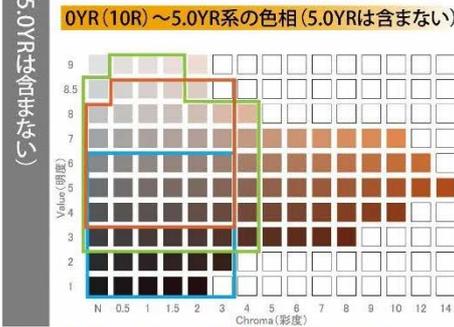


## 凡例

- 基調色の適合範囲 (外壁等各面の4/5以上)
- 補助色の適合範囲 (外壁等各面の1/5以下)
- 屋根色の適合範囲

※このチャートは印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。適合範囲は、色彩基準を参照してください。  
 ※工業・産業系市街地景観ゾーンにおいては、強調色は自由です。

# 農地・丘陵地景観ゾーン



## 凡例

- 基調色の適合範囲  
(外壁等各面の4/5以上)
- 補助色の適合範囲  
(外壁等各面の1/5以下)
- 屋根色の適合範囲

※このチャートは印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。適合範囲は、色彩基準を参照してください。  
 ※農地・丘陵地景観ゾーンにおいては、強調色は自由です。

■工業・産業系大規模建築物の建築等の色彩の適合範囲

各景観ゾーン共通



- 凡例
- 基調色の適合範囲 (外壁等各面の 19/20 以上)
  - 強調色 (高さ 20m 超) の適合範囲 (高さ 20m 超の部分及び高さ 20m 以下の部分合計で外壁等各面の 1/20 以下)
  - 屋根色の適合範囲

※このチャートは印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。適合範囲は、色彩基準を参照してください。  
 ※工業・産業系大規模建築物の建築等については、補助色の設定はありません。強調色以外は基調色の適合範囲となります。  
 また、高さ 20m 以下の部分の強調色は自由です。

## 2 文化財

### ■ 国指定文化財

種別		名称	所在地
重要文化財	建造物	旧台徳院霊廟勅額門、丁子門及び御成門	上山口 2213 番地 (狭山山不動寺内)
重要文化財	建造物	小野家住宅	林 2 丁目 426 番地の 1
重要文化財	建造物	黄林閣	坂之下 437 (柳瀬荘)
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	ミヤコタナゴ	—

### ■ 県指定文化財

種別		名称	所在地
有形文化財	建造物	多宝塔	上山口 2213 番地 (狭山山不動寺内)
有形文化財	建造物	八幡神社本殿 付 棟札一枚	久米 2428 番地 (八幡神社内)
記念物	史跡	滝の城跡	城 537 番地ほか
記念物	史跡	根古屋城跡	—
記念物	旧跡	小手指ヶ原古戦場	北野二丁目 12 番地の 4
記念物	旧跡	三富開拓地割遺跡	中富・下富
記念物	旧跡	山口城跡	山口 1517 番地ほか

### ■ 市指定文化財

種別		名称	所在地
有形文化財	建造物	八坂神社本殿	久米 (八幡神社内)
有形文化財	建造物	勝光寺山門	山口 (勝光寺)
有形文化財	建造物	多聞院毘沙門堂	中富 1501 番地 (多聞院)
有形文化財	建造物	旧田中家穀倉	中富 1004 番地の 1 (中富小学校)
有形文化財	建造物	長源寺四脚門	下安松 487 番地 (長源寺)
有形文化財	建造物	六所神社本殿	上新井 (六所神社)
有形文化財	建造物	勝光寺本堂	山口 (勝光寺)
記念物	史跡	元弘青石塔婆所在跡	松が丘一丁目 63 番地
記念物	史跡	弘法の三ツ井戸	西所沢一丁目 26 番地
記念物	史跡	木村・徳田両中尉墜落地	下新井 1381 番地の 4
記念物	史跡	明治天皇行在所跡	元町 21 番 18 号
記念物	史跡	砂川遺跡	三ヶ島三丁目 1075 番地ほか
記念物	史跡	膳棚遺跡	山口字膳棚
記念物	史跡	航空発祥の地	並木一丁目
記念物	史跡	滝之城横穴墓群	城
記念物	史跡	東の上遺跡	久米 1470 番地の 1
記念物	名勝	尊桜の歌碑	小手指元町三丁目 28 番地の 44 (北野天神社)
記念物	天然記念物	クマガイソウ群落	—
記念物	天然記念物	キャラボク	—

### ■ 国登録有形文化財

種類		名称	所在地
有形文化財	建造物	所沢郷土美術館主屋	久米 1447 番地の 1
有形文化財	建造物	所沢郷土美術館長屋門	久米 1447 番地の 1
有形文化財	建造物	所沢郷土美術館土蔵	久米 1447 番地の 1
有形文化財	建造物	旭橋	御幸町
有形文化財	建造物	旧和田家住宅 (クロスケの家) 主屋	三ヶ島三丁目 1169 番地の 1
有形文化財	建造物	旧和田家住宅 (クロスケの家) 製茶工場	三ヶ島三丁目 1166 番地の 2
有形文化財	建造物	旧和田家住宅 (クロスケの家) 土蔵	三ヶ島三丁目 1169 番地の 1
有形文化財	建造物	秋田家住宅店舗兼主屋	寿町 527 番地
有形文化財	建造物	秋田家住宅土蔵	寿町 527 番地
有形文化財	建造物	秋田家住宅離れ	寿町 527 番地
有形文化財	建造物	秋田家住宅門及び塀	寿町 527 番地の 2

(上表のいずれも令和 7 年 8 月末時点)

### 3 ふるさとの樹

No.	樹種名	地区	所在地	認定年月日	備考
1	ケヤキ	所沢	宮本町 1 丁目 639 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	所澤神明社
2	ケヤキ	所沢	宮本町 1 丁目 639 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	所澤神明社
3	ケヤキ	所沢	宮本町 1 丁目 639 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	所澤神明社
4	クスノキ	所沢	宮本町 1 丁目 651 番地	平成 25 年 3 月 1 日	所澤神明社
5	ケヤキ	三ヶ島	三ヶ島 5 丁目 1262 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
6	ケヤキ	三ヶ島	三ヶ島 5 丁目 1587 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
7	ヤマザクラ	三ヶ島	堀之内 462 番地	平成 25 年 3 月 1 日	山之神神社
8	ケヤキ	富岡	大字下富 383 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
9	ケヤキ	松井	大字牛沼 331 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
10	ケヤキ	松井	東所沢和田 1 丁目 21 番地の 2	平成 25 年 3 月 1 日	
11	ケヤキ	柳瀬	大字城 898 番地の 2	平成 25 年 3 月 1 日	
12	ケヤキ	柳瀬	大字城 884 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
13	ケヤキ	柳瀬	大字亀ヶ谷 470 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
14	ケヤキ	柳瀬	大字南永井 261 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
15	ケヤキ	柳瀬	大字南永井 261 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
17	ケヤキ	柳瀬	大字南永井 307 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
18	ケヤキ	柳瀬	大字日比田 277 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	薬師堂
19	ケヤキ	柳瀬	大字日比田 338 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	
20	スギ	山口	大字山口 1849 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	中氷川神社
21	イチヨウ	小手指	小手指元町 2 丁目 29 番地の 2	平成 25 年 3 月 1 日	
23	ケヤキ	柳瀬	大字城 795 番地	平成 25 年 3 月 1 日	
24	ケヤキ	三ヶ島	堀之内 343 番地	平成 25 年 3 月 1 日	金仙寺
25	ケヤキ	柳瀬	大字城 911 番地	平成 25 年 3 月 1 日	
26	スギ	柳瀬	大字坂之下 383 番地の 1	平成 25 年 3 月 1 日	東光寺
27	ケヤキ	柳瀬	大字坂之下 384 番地	平成 25 年 3 月 1 日	東光寺
29	ケヤキ	富岡	所沢新町 2453 番地	平成 25 年 3 月 1 日	
30	ケヤキ	富岡	所沢新町 2453 番地	平成 25 年 3 月 1 日	

※No.はふるさとの樹の指定順の通し番号です。

(令和 7 年 8 月末時点)

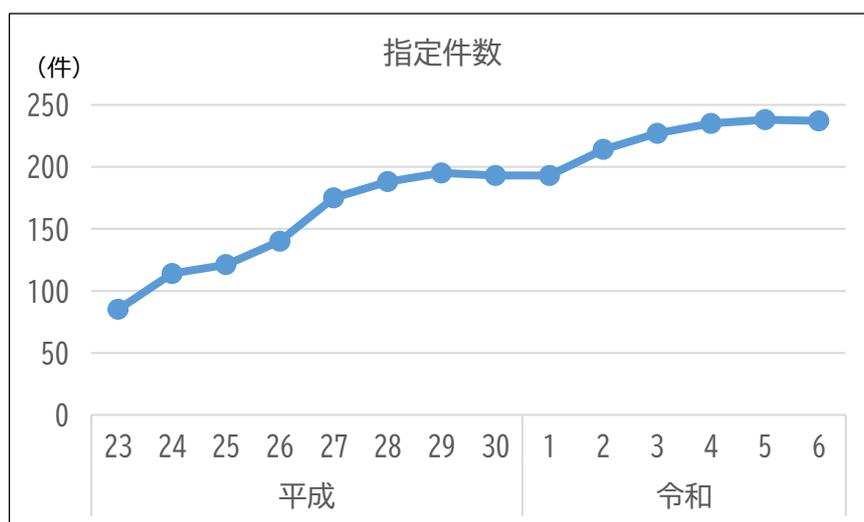
## 4 景観まちづくり施策の実績

### (1) とことこ景観資源の指定

市民からの申請のあった建築物、工作物、樹木や市民活動などを「景観資源候補」に登録し、その中で所沢らしい良好な景観づくりに資するものを「とことこ景観資源」に指定しています。また、文化財及びふるさとの樹はとことこ景観資源に指定されることとなります。指定件数は、令和7年3月時点で、237件です。

年度	指定件数	
平成	23	85
	24	115
	25	122
	26	141
	27	176
	28	189
	29	196
	30	194
令和	1	194
	2	215
	3	227
	4	235
	5	238
	6	237

(令和7年3月末時点)



## (2) とことこ景観賞の表彰

指定された「とことこ景観資源」のうち、特に所沢らしい良好な景観づくりに資するものを「とことこ景観賞」として表彰しています。

### ■ とことこ景観賞受賞一覧

	とことこ景観賞	活動団体名等
平成 23 年度	荒幡富士(浅間神社)	荒幡富士保存会
	東川の活動	東川を愛する会
	ところざわまつり	ところざわまつり実行委員会
	所澤神明社	宗教法人 所澤神明社
	所沢郷土美術館	平塚宗臣
	狭山湖一帯の景観	—
	ケヤキ並木	—
	所沢航空記念公園一帯の景観	—
	三富新田	—
平成 26 年度	砂川堀のしだれ桜	—
	東川の桜並木	—
	旧和田家住宅(クロスケの家) 主屋・製茶工場・土蔵	公益財団法人トトロのふるさと基金
平成 28 年度	多聞院	宝塔山 吉祥寺 多聞院
	比良の丘	—
	狭山丘陵の三ヶ島湿地保全活動	早稲田大学
	狭山丘陵の糎谷八幡湿地保全活動	糎谷八幡湿地保存会
平成 30 年度	金仙寺	別所山 西光院 金仙寺
	所沢駅西口イルミネーション	所沢駅西口周辺まちづくり協議会
	八国山	—
令和 3 年度	旭橋	—
	ところざわサクラタウンと東所沢公園 武蔵野樹林パーク	株式会社 KADOKAWA 角川文化振興財団
	西武ドーム	株式会社西武ライオンズ

(令和 7 年 8 月末時点)

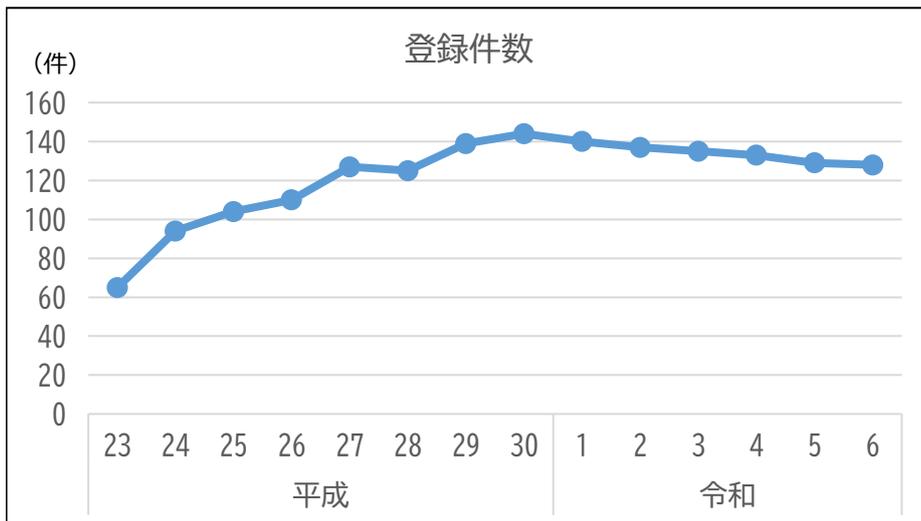
### (3) とことこガーデン

とことこガーデンは本計画策定当初、身近なところから始めることのできる「景観まちづくりモデル事業」の1つの事業として始まりました。事業開始以降、登録件数が増加するなかで、市は「とことこガーデンマップ」を作成し、敷地内で鑑賞する「オープンガーデン」と、敷地の外から鑑賞する「外からガーデン」の2部門を紹介しています。

とことこガーデンは、令和7年3月時点で、128件が登録されています。

年度	登録件数	
平成	23	65
	24	94
	25	104
	26	110
	27	127
	28	125
	29	139
	30	144
令和	1	140
	2	137
	3	135
	4	133
	5	129
	6	128

(令和7年3月末時点)



### (4) 庭木もう1本運動・ご近所協定

庭木もう1本運動とご近所協定は、本計画策定当初、身近なところから始めることのできる「景観まちづくりモデル事業」の1つの事業として各々始まりました。庭木もう一本運動は、市内に戸建て住宅等を新築した市民からの申請に応じて庭木を1本配付するものです。また、ご近所協定は、向こう3軒両隣などのご近所同士が協働で景観まちづくりに取り組む際に、その取組を周知し、広めるものです。

#### ■庭木もう1本運動

年度	申請件数 (本) (※)	
平成	23	516
	24	448
	25	382

(令和7年3月末時点)

※配布本数ではなく申請件数で実績値としています。

※平成25年度をもって事業は終了しました。

#### ■ご近所協定

年度	登録件数	
平成	23	2
	24	1

(令和7年3月末時点)

## (5) 景観市民活動クラブ

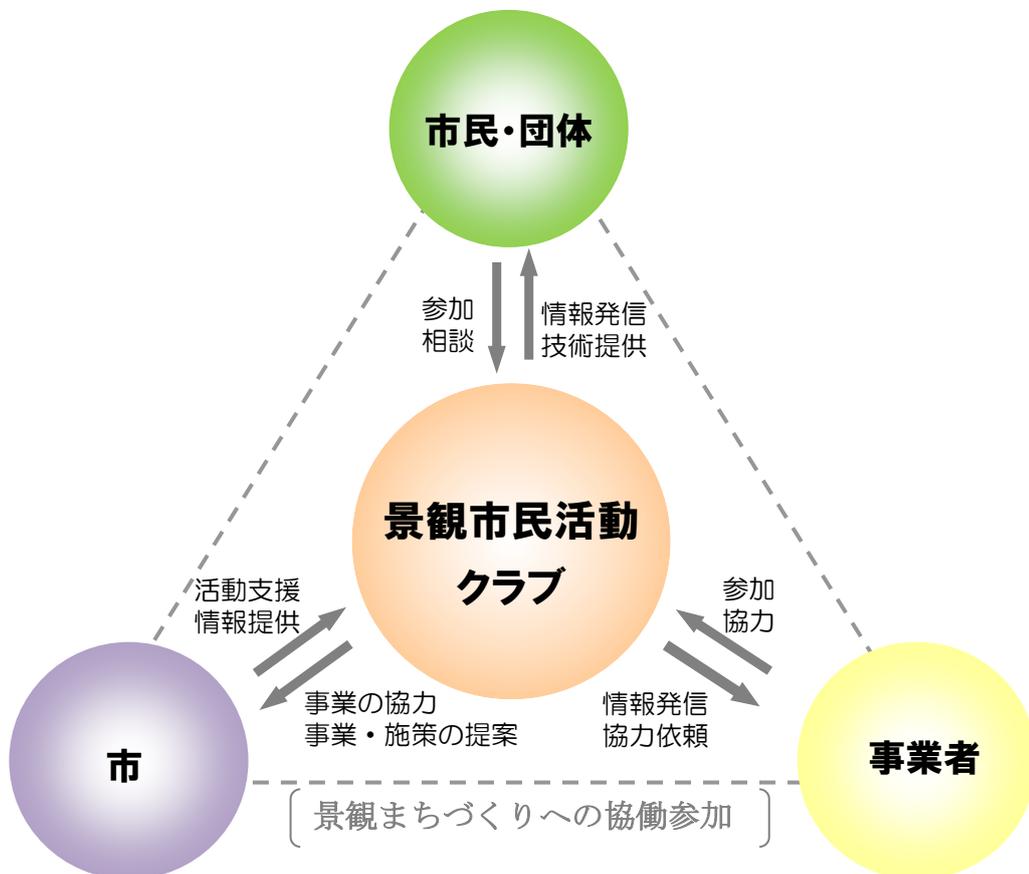
景観市民活動クラブの登録は、市民・団体や事業者などによる景観まちづくりを推進するための制度です。本計画の策定段階における市民参加のワークショップなどにおいて、良好な景観づくりには、市民活動が重要であるとされたことから策定されたものになります。

### ■ 景観市民活動クラブ登録一覧

名称	登録年月日	備考
所沢景観市民プロボネット	平成 23 年 10 月 3 日	
とことこガーデン 花の会	平成 23 年 10 月 3 日	(旧 Toko-Gardener∞)
所沢造園建設業協会	平成 23 年 10 月 3 日	
古民家付き農園 corot	平成 23 年 11 月 16 日	
柳瀬川をきれいにする会	平成 24 年 5 月 7 日	
株式会社 C-プロジェクト	平成 24 年 9 月 24 日	
花と緑のオアシスづくり花園愛好会	平成 25 年 6 月 7 日	
所沢の景観愛好会	平成 27 年 11 月 24 日	

(令和 7 年 8 月末時点)

### ■ 景観市民活動クラブの役割イメージ



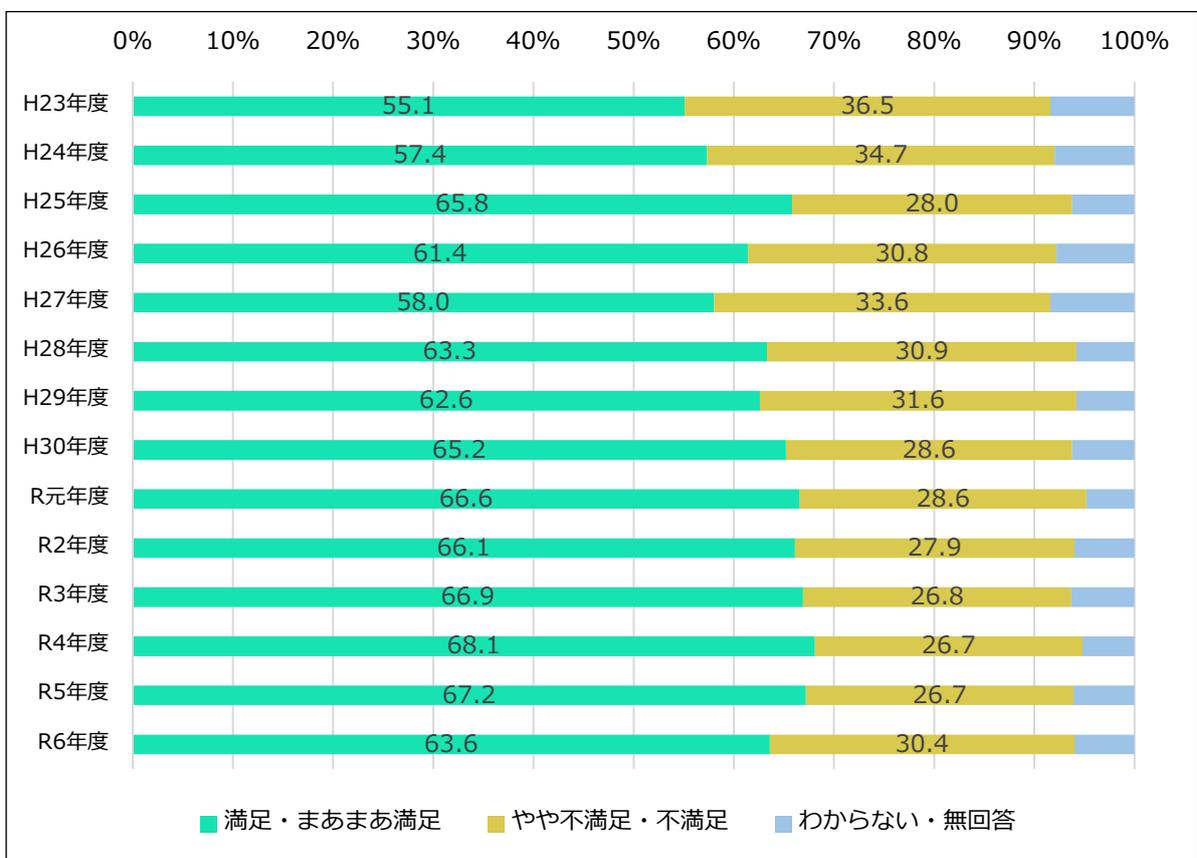
## 5 市民意識調査

本市では、市民の市への愛着度や定住意向、行政施策などへの要望度や満足度などを把握し、施策や事業に取り組むため、「市民意識調査」を実施しています。

### (1) 都市景観や街並みの満足度

#### ① 全体

市民意識調査では、「都市景観や街並みの満足度」という項目で調査していますが、「満足」と「まあまあ満足」を合わせると、本計画を策定した平成 23 年度の 55.1%から令和 6 年度の 63.6%と、8.5 ポイント増加しています。一方、「不満足」「やや不満足」は平成 23 年度の 36.5%から令和 6 年度は 30.4%と、6.1 ポイント減少しています。

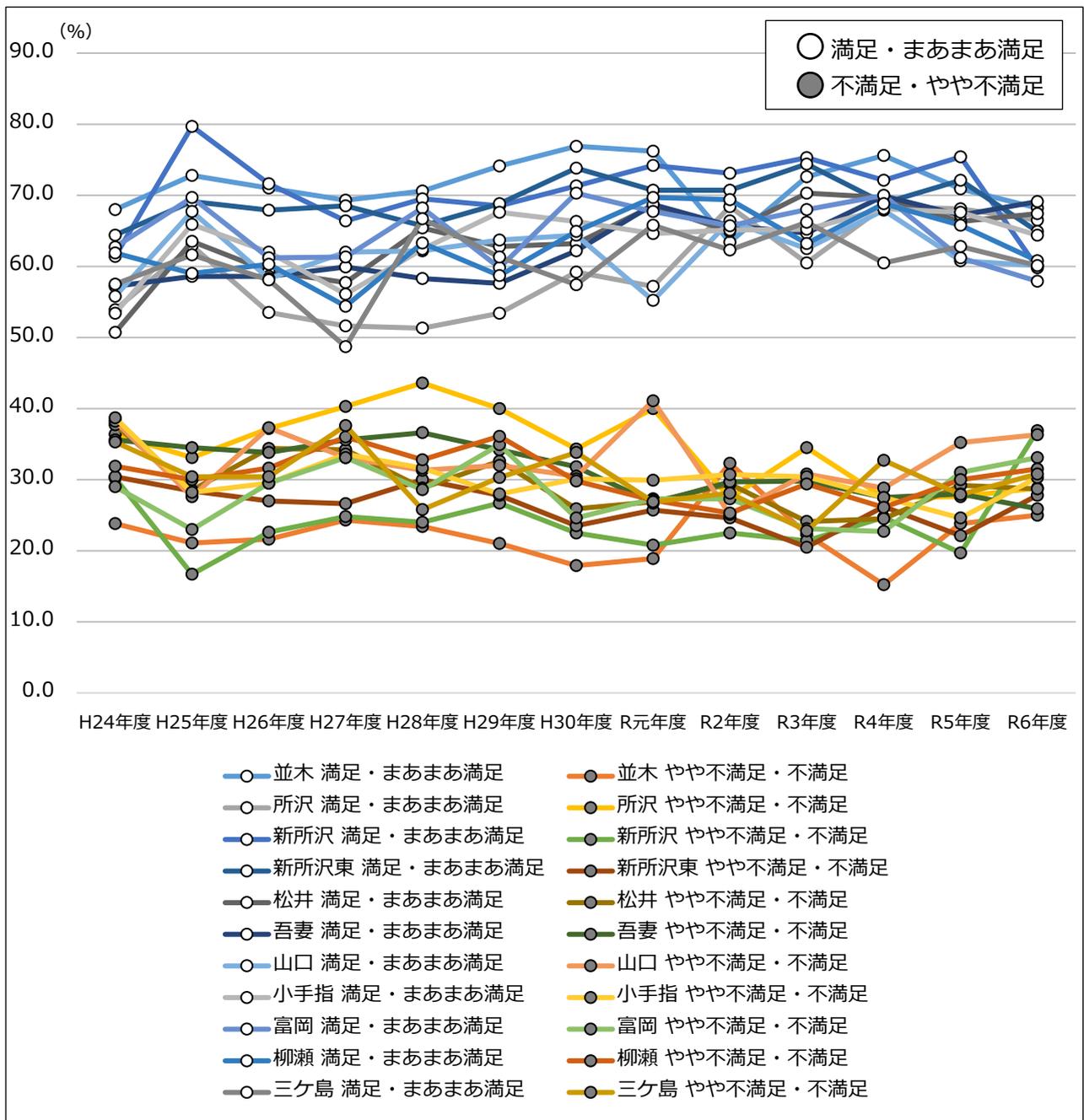


平成 23 年度からの「満足・まあまあ満足」と「不満足・やや不満足」の推移

## ② 地域別

地域別では、全体的に各地域で「満足・まあまあ満足」が高くなり、「不満足・やや不満足」が低くなる傾向にあります。

特に松井地域における評価は、平成 24 年度から令和 6 年度にかけて、「満足・まあまあ満足」が 16.7 ポイント上昇しているほか、所沢、吾妻、小手指の各地域も「満足・まあまあ満足」が上昇し「不満足・やや不満足」が減少しています。



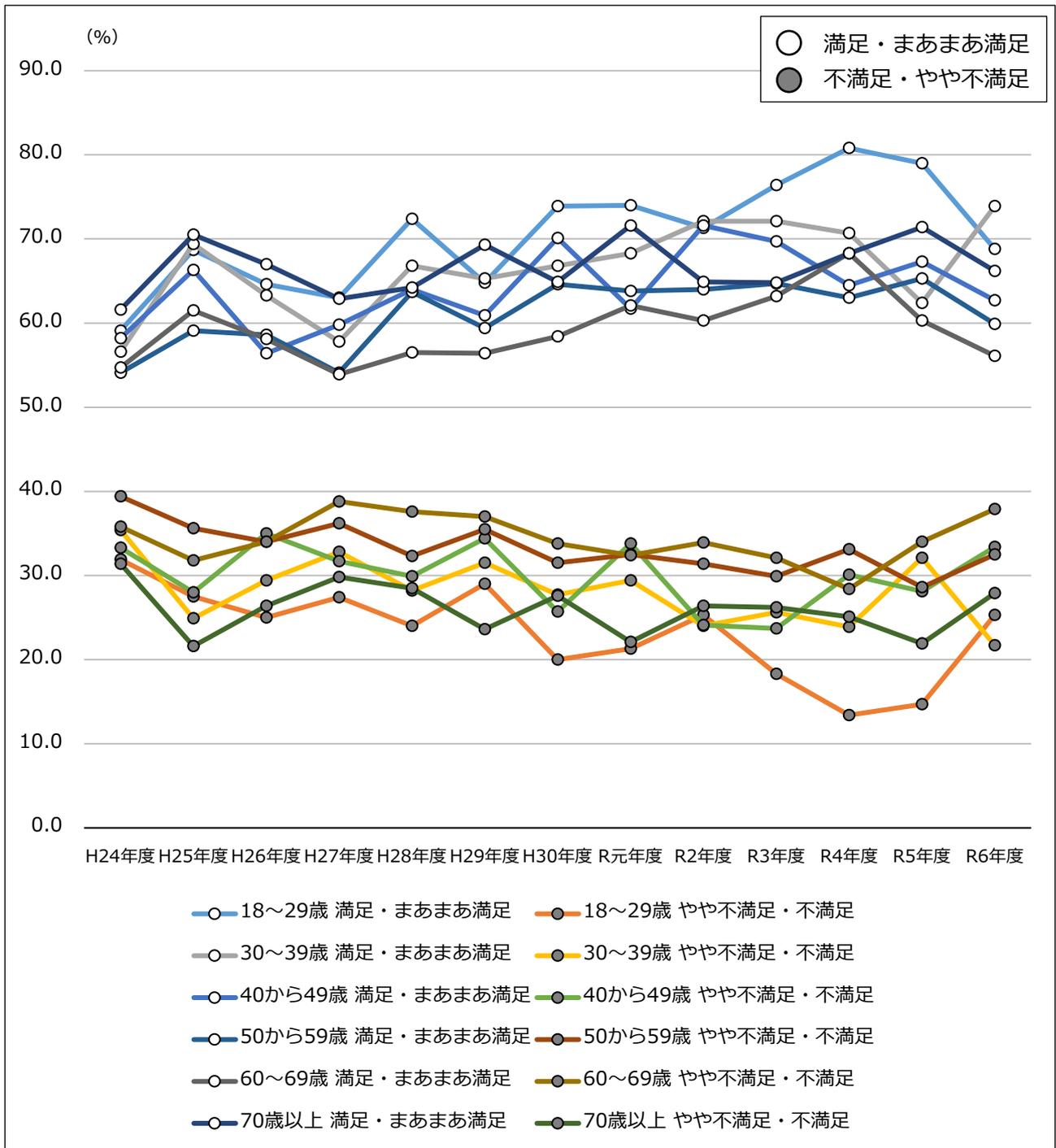
地区別の「満足・まあまあ満足」と「不満足・やや不満足」の推移

### ③ 年齢層別

年齢層別でも、全体的に「満足・まあまあ満足」が高くなり、「不満足・やや不満足」が低くなる傾向にあります。

特に、30～39歳は、平成24年度から令和6年度にかけて、「満足・まあまあ満足」が17.3ポイント上昇し、「不満足・やや不満足」が13.7ポイント減少しており、大きく改善しています。

一方、60～69歳は、「満足・まあまあ満足」が1.4ポイント上昇し、「不満足・やや不満足」についても2.1ポイント上昇しており、変化の割合は最も小さくなっています。

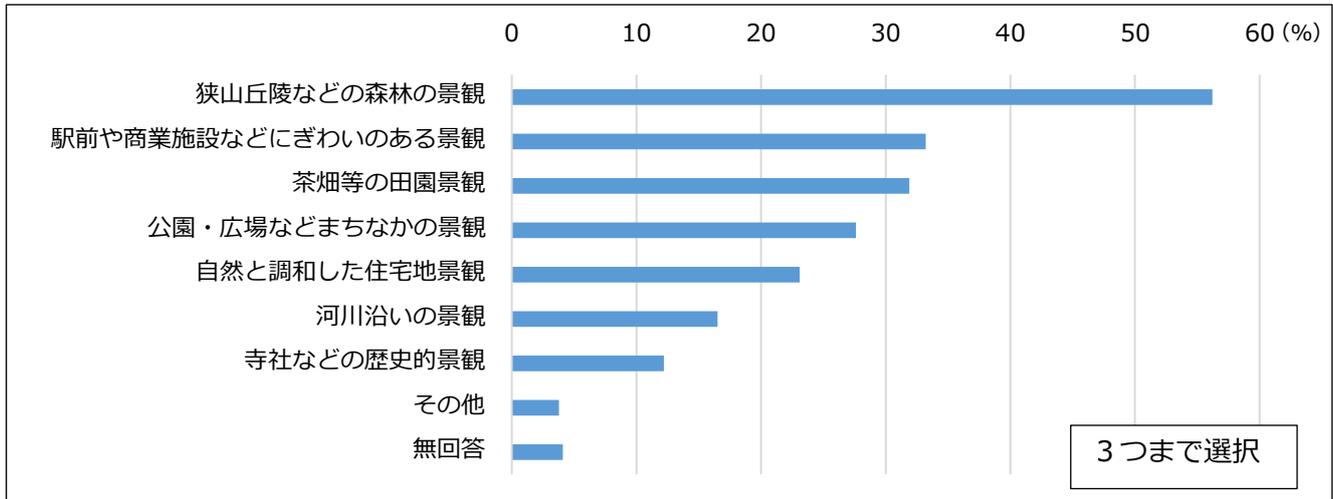


年齢層別の「満足・まあまあ満足」と「不満足・やや不満足」の推移

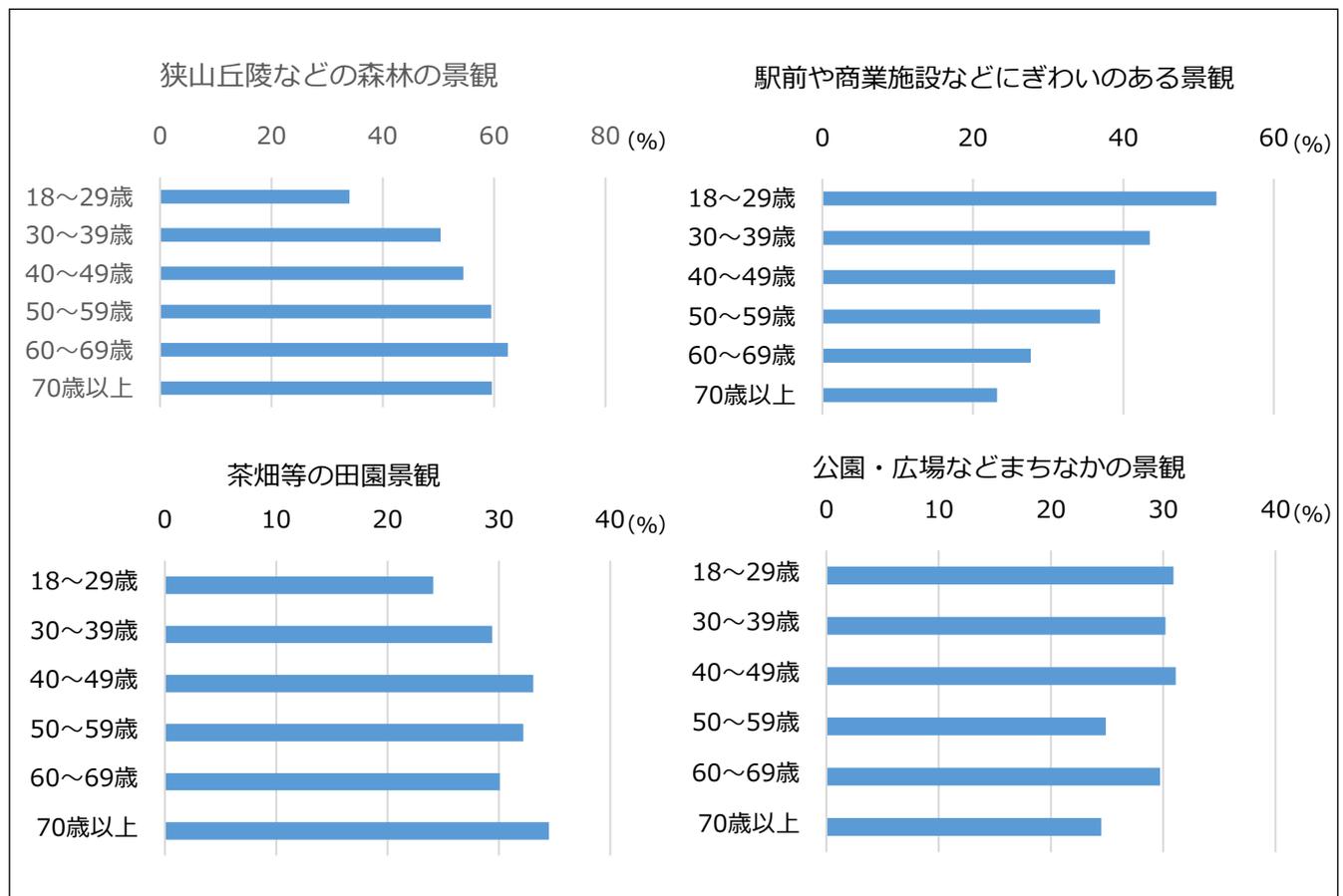
## (2) 魅力的だと思う所沢市の景観

令和3年度の市民意識調査では、「魅力的だと思う所沢市の景観」についても調査しています。その結果として、「狭山丘陵などの森林の景観」が突出して多く、次いで「駅前や商業施設などにぎわいのある景観」となっています。

全体として、市内のみどりのある景観が魅力的であると認識されていますが、狭山丘陵などの森林の景観は、主に高い年齢層が支持する一方、駅前や商業施設などにぎわいのある景観は、若い年齢層が支持しています。また茶畑等の田園景観や公園・広場などまちなかの景観は、年代で大きな差はありません。



「魅力的だと思う所沢市の景観」回答

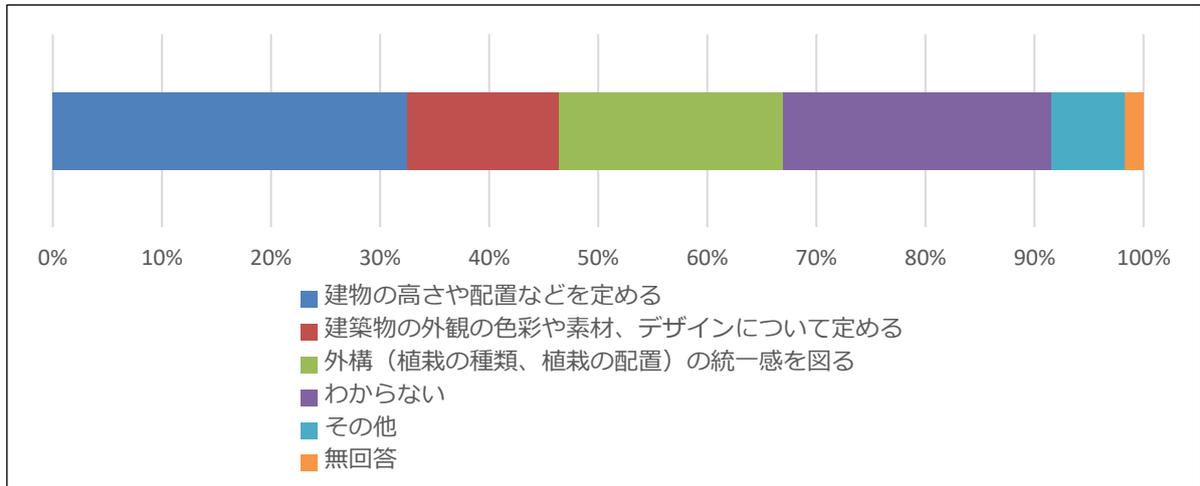


回答割合の多い上位4つの景観の年齢別の割合

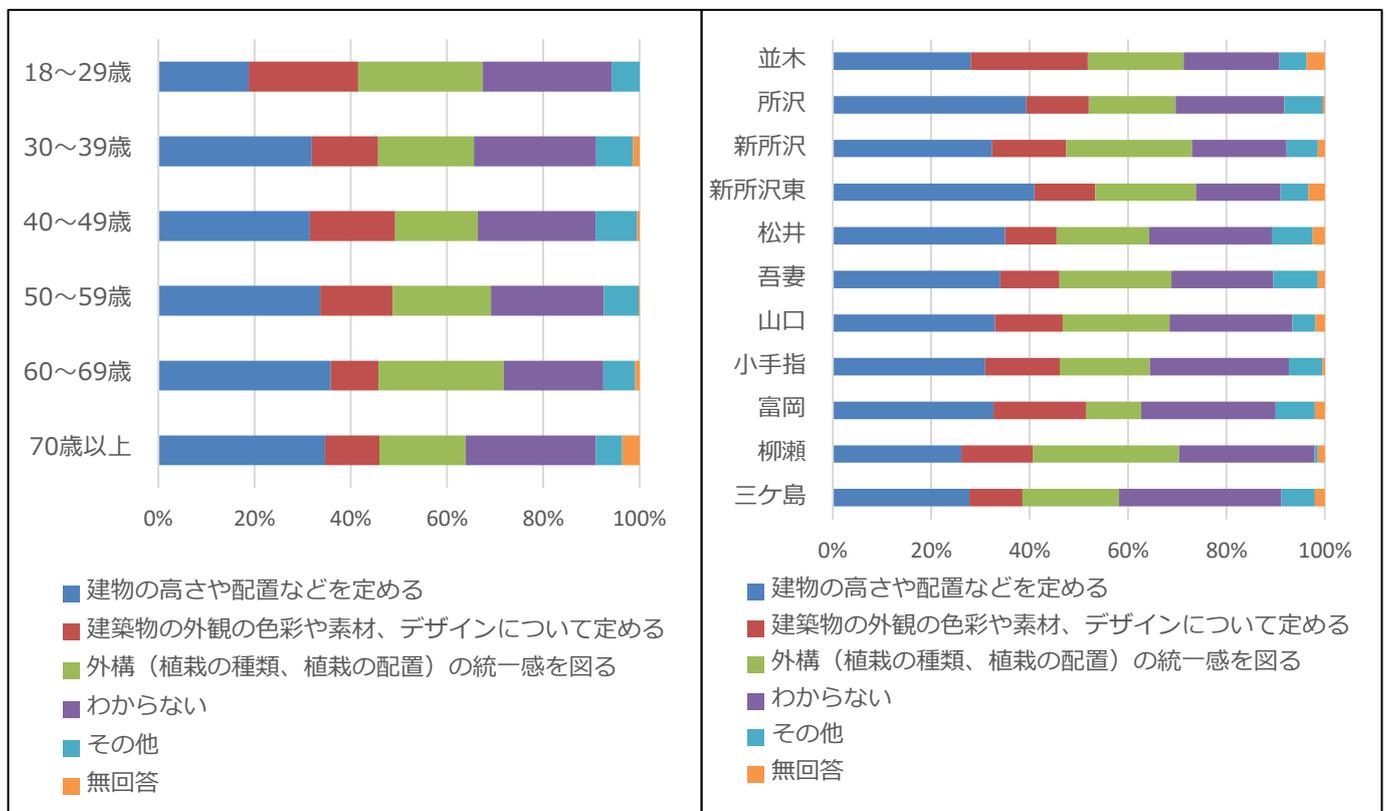
### (3) 景観を守るために必要な地域のルール

令和4年度の市民意識調査では、「景観を守るために必要な地域のルール」についても調査しています。その結果として、景観を守るために必要な地域のルールとして、「建物の高さや配置などを定める」と答えた人が32.5%と最も多く、以下「わからない」(24.7%)、「外構（植栽の種類、植栽の配置）の統一感を図る」(20.5%)の順になっています。

また、「建物の高さや配置などを定める」と答えた人は、18～29歳を除き3割を超えていて、地区別では新所沢東地区で4割強と最も多くなっています。



景観を守るために必要な地域のルール



景観を守るために必要な地域のルール（年齢別）

景観を守るために必要な地域のルール（地区別）

## 6 用語解説

### あ行

ウォークラブルなまちづくり	公共空間の活用を通じて、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを促進し、官民連携で魅力的なまちづくりを推進する取組をいう。
オープンスペース	公共用地・私有地に関わらず、公園・緑地、広場や空地など、建物に覆われていないゆとりのある空間のこと。
オープンガーデン	個人の敷地内の庭や花壇などを開放し、誰でも鑑賞することができるようにする取組のこと。
遠景・中景	建築物及び工作物と同時に視界に入る対象物との距離による分類のこと。 ○遠景 ・遠くに眺める景観 ・山の稜線や市街地のスカイラインなど、空を背景とした地形や街の形のアウトラインとして識別できる領域の景観 ○中景 ・地区の広がりでの景観 ・建築物はまとまった建築群、樹木は並木や林として識別できる領域の景観

### か行

外観	建築物の外壁もしくは屋根又は工作物の外装をいう。
外構	敷地内の植栽、門、塀、垣柵などをいう。
外装	工作物の外観を形成する面のこと。
勧告・変更命令基準	景観法に基づき、勧告又は変更命令を行うことができる基準のこと。
基調色	外壁等の基本となる色彩のこと。
強調色	外壁等のアクセントをつける場合に使用する色彩のこと。
近景	建築物及び工作物と同時に視界に入る対象物との距離による分類で、樹々の1本1本の葉、幹、枝振りなどの樹木の特徴が識別できる領域の景観をいう。
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯における無秩序な市街化の防止などを目的として、良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地等を保全するため、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定される緑地のこと。
景観協定	景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者などの全員の合意のもとに締結される、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定のこと。
景観形成基準	建築物の建築等又は工作物の建設等を行う際の基準で、配慮事項及び色彩基準から成る。

景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要な建造物として、景観法に基づき指定されたものをいう。
景観重要公共施設	良好な景観の形成に重要な公共施設を、管理者の同意を得て、景観計画に位置づけられたものをいう。
景観重要樹木	地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要な樹木として、景観法に基づき指定されたものをいう。
景観地区	景観法に基づき、都市計画区域内において、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地区をいう。
形態意匠	建築物及び工作物の形やデザインをいう。
広域中心拠点	市内全域及び市外からの集客も視野に入れた高次都市機能（市民生活や企業の経済活動に対して、広域的に影響のある質の高い機能）や都市産業を集積するとともに、多くの人が集まる交流機能を持ち寄せた、本市の顔となる拠点のこと。
工作物	人工的な構造物で土地に固定して設けられるもののうち、建築物を除いたものをいう。具体的には、煙突、広告塔、高架水槽、サイロ、機械的駐車場装置などをさす。
ご近所協定	本市における身近な景観まちづくりの取組の1つで、向こう3軒両隣などのご近所同士で協定（ルール）を結び、共通の花づくりや庭づくりなどの景観まちづくりに協働で取り組むことにより、良好な景観づくりを進める施策をいう。
国際連合食糧農業機関 Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)	国連システムの中にあって食料の安全保障と栄養、作物や家畜、漁業と水産養殖を含む農業、農村開発を進める先導機関のこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	コンパクトな街に、住民が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携し、都市機能を持った施設にアクセスできる都市構造のこと。

## さ行

里山保全地域	ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に基づく地域制緑地の1つ。指定された地域では行為の届出が義務づけられるなど、みどりの保全措置が講じられる。
市街化区域	都市計画法に基づき、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画に定めた区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づき、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として都市計画に定めた区域。
自然公園区域	自然公園法に基づき、優れた自然の風景を保護するとともに、その利用増進を図ることを目的に指定された地域制の公園をいう。
シビックプライド	市民が地域や街に対して愛着や誇りをもつ気持ちをいう。

斜面林	段丘などの傾斜地にある樹林のこと。
修繕	建築物及び工作物の一部を、同じ材料等を用いてつくり替え、性能や機能を回復させることをいう。
重要文化財等	文化財保護法に規定する国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定されたもの（仮指定されたものを含む。）をいう。
新築、増築、改築又は移転	○新築 建築物の建っていない敷地に、新たに建築物を建てる行為 ○増築 同一敷地内で建築物の床面積を増加させる行為 ○改築 建築物の全部又は一部を取り壊して、従前の用途、構造、規模を著しく異ならないものに建て替える行為 ○移転 同一敷地内で建築物を移動する行為
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、災害の防止などの良好な都市環境を確保するために、市街化区域の農地を計画的に保全することを目的とした地区のこと。
生物多様性	あらゆる生物種の多さ（種の多様性）と、それにより成り立つ豊かな生態系やそのバランスした状態（生態系の多様性）、さらに、生きものが過去から未来へと伝える遺伝情報の多さ（遺伝子の多様性）までを含めた広い概念。
世界農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、景観及び農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）であり、国際連合食糧農業機関により認定されたものをいう。
ゼロカーボンシティ	排出する二酸化炭素の量を極限まで減らしたうえで、植樹やみどりの保全によって二酸化炭素吸収量を確保し、排出量と吸収量を相殺することで市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにした自治体のこと。
占用工作物	道路などの公共施設を独占的・継続的に使用することとなる工作物をいう。
造成	切土や盛土などを行い、地盤面を改変することをいう。
<b>た行</b>	
地区計画	都市計画法に基づく制度で、特定の区域において、住宅地や商業地など地区の特性に応じた街並みや環境の保全、形成を目的に、敷地や建築物などに関する特別なルールを都市計画に定めるものをいう。

所沢市立地適正化計画	人口減少・超高齢社会において、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を、一定のエリアに集約し、かつ、居住を誘導しながら、これらの拠点を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方により、住民が安心して暮らせるよう、持続可能な街づくりを実現するための計画のこと。
所沢市都市景観形成基本計画	本市の景観上の特性、将来的な景観づくりの方向、又は実現のための取組を明示し、市民、事業者、市の三者の努力に方向性を与える指針的計画のこと。
都市計画マスタープラン	長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を示した市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の交換分合（換地）により道路、公園などの公共施設を整備するとともに土地の区画形質を変更する事業のこと。
代表者会議	景観市民活動クラブが自主的・主体的に活動するにあたり、情報共有や活動連携などを行うための会議をいう。
高さ	地盤面からの高さをいう。高さの算定方法や地盤面の設定等は建築基準法施行令の規定による。
暖色系	赤、橙、黄等の心理的に暖かい印象を与える色彩をいう。
点滅する光源	点滅する点状、線状又は面状の光源をいう。
登録有形文化財	文化財保護法に基づき、文化財登録原簿に登録された有形文化財のことをいう。
トーン	色の3つの属性（色相、明度、彩度）のうち、明度と彩度を合わせた色調をいう。
特定届出対象行為	景観法に基づき建築物及び工作物の形態意匠について、変更命令の対象となる行為をいう。
特別緑地保全地区	都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を保全するため、都市緑地法に基づき指定された緑地のこと。

## は行

プラットフォーム	市民や団体などの様々な主体が協働するために、情報の共有や活動の連携を図るために設ける場（拠点）やネットワークをいう。
分節化	建築物及び工作物の外観を、形態意匠によりいくつかの区切りに分けることをいう。
平地林	主に雑木林や屋敷林で構成されている、平地にある樹林地をいう。
補助色	建築物及び工作物の外観を豊かに演出する場合に、基調色に対して補助的に使用する色彩のこと。
防護柵	ガードレールなどの、道路における車道と歩道や道路と河川などを隔て、車両の路外や歩道等への逸脱防止や歩行者等の転落防止のために安全上設置する柵をいう。

ま行	
街づくり推進地区	所沢市街づくり条例に基づき、積極的に街づくりを進めるべき地区として市長が指定する地区をいう。
模様替	建築物及び工作物の一部を、別の材料等を用いてつくり替え、性能や機能を回復させること。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を築くため、さまざまな人に配慮し、すべての人にとって利用しやすい、施設、製品、環境、サービスなどをつくろうとする考え方をいう。
用途地域	都市計画法に基づき、都市の合理的土地利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途や建蔽率、容積率などを規制する制度のこと。
屋敷林	強い風などから屋敷を守るために、屋敷の周囲に植栽された竹、ケヤキ、スギ、ヒノキ、カシなどで構成された樹林地をいう。
ら行	
緑被率	樹木、草地、農地など植物等によって覆われる土地及び河川や池などの水辺地を含む面積を緑被面積といい、緑被面積が一定の区域内で占める割合をいう。
陸屋根（ろくやね）	勾配が少ない平らな屋根のこと。

## 7 所沢市ひと・まち・みどりの景観条例

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例（抄）（平成22年12月28日）条例第38号

改正 平成23年9月30日条例第25号

令和7年9月19日条例第36号

### 前文

わたしたちのまち所沢は、狭山丘陵に代表されるみどり豊かな自然とともに、鎌倉街道の拠点として発展し、日本で初めて飛行場がつくられた航空発祥の地でもあります。こうしたみどり、歴史・文化を背景に、県南西部の中核的な都市として発展し、今日の所沢の景観がつくられてきました。

わたしたちが住んでいるまちを思いおこすとき、まず目に浮かぶのはまちの景観ではないでしょうか。記憶にとどまる景観を通じて、ふるさとを身近に感じるとともに、美しい景観の中での日々の営みは、わたしたちの中にやさしい心やまちへの愛着を育んでくれます。

これまで人々の生活の中で大切に守りつくられてきた景観を糧に、わたしたち一人ひとりが身近なところから景観を活かしたまちづくりを進め、所沢を一層魅力あるまちにするとともに、さらに個性豊かな所沢らしい景観をみんなで織りあげていくため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、所沢市（以下「市」という。）における良好な景観の形成に必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関する必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働による景観まちづくりを推進し、もって地域の特性を活かした所沢らしい景観の実現を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 1) 景観まちづくり 良好な景観を形成するための活動をいう。
- 2) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内の土地又は建築物の所有者その他規則で定めるものをいう。
- 3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

#### （市の責務）

第3条 市は、良好な景観を形成するための施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者に対し、第1項の施策の内容の啓発及び情報提供をしなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者が行う景観まちづくりに対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

#### （市民の責務）

第4条 市民は、自ら主体的に景観まちづくりに取り組み、良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、事業の実施に当たっては、自らの責任と負担において良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 良好な景観の形成

### 第1節 景観計画

#### （景観計画の変更の手續）

第6条 市は、景観計画（法第8条第1項の規定により市が定める景観計画をいう。以下同じ。）の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、第24条に規定する所沢市景観審議会（以下この章及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

#### （法第11条第2項に規定する条例で定める団体）

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、所沢市街づくり条例（平成16年条例第1号）第12条第1項に規定する協議会とする。

#### （計画提案による景観計画の変更の判断の手續）

第8条 市は、法第12条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の変更の要否を判断しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

### 第2節 行為の制限等

#### （助言及び指導）

第9条 市長は、建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下この条において同じ。）又は工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下この条において同じ。）が景観計画に定める景観形成基準（以下「景観形成基準」という。第11条において同じ。）に適合しない場合において、建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

### (届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 建築物の新築、増築、改築又は移転であつて、当該建築物の高さ（増築又は改築にあつては、増築後又は改築後の高さ。ウにおいて同じ。）が10メートルを超えるもの又は敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあつては、その敷地の面積の合計。イにおいて同じ。）が500平方メートル以上のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該建築物の高さが10メートルを超えるもの又は当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、敷地の面積が500平方メートル以上のもの

ウ 工作物（規則で定めるものに限る。エにおいて同じ。）の新設、増築、改築又は移転であつて、当該工作物の高さが10メートルを超えるもの

エ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該工作物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該工作物の高さが10メートルを超えるもの

(2) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設の建築物に係る行為

(3) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

### (事前協議)

第10条の2 景観計画区域において、法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち規則で定める規模のもの（同条第7項に規定する行為及び前条に規定する行為を除く。）をしようとする者は、当該行為に係る法第8条第2項第2号に規定する事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議において良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、必要な配慮を行うよう求めることができる。

### (届出に係る添付図書)

第11条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、景観形成基準についての対応を記載した書面その他規則で定めるものとする。

### (変更等の届出)

第12条 法第16条第1項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出の行為の完了までに氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 届出者は、当該届出の行為を廃止したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

### (特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（第10条第1号又は第2号に掲げる行為を除く。）とする。

### (変更命令の手續)

第14条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を講ずることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

### (報告)

第15条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

(1) 法第16条第1項の規定による届出がされている場合において、当該行為の施行状況が当該届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき当該届出者

(2) 法第16条第1項の規定による届出がされていない場合において、着手している行為が当該届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき当該行為を行っている者

### (公表)

第16条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに命令に違反した事実その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

### (景観重要建造物の指定等の手續)

第17条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したとき、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨を公表するものとする。

### (景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うよう努めること。

(2) 景観重要建造物の滅失又は破損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検するよう努めること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

#### (景観重要樹木の指定等の手続)

- 第19条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したとき、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を公表するものとする。

#### (景観重要樹木の管理の方法の基準)

- 第20条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、必要に応じて剪定又は下草刈りを行うよう努めること。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずるよう努めること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

### 第3章 景観まちづくりに係る施策

#### 第1節 景観市民活動クラブ

##### (景観市民活動クラブ)

- 第21条 市民又は事業者は、景観まちづくりを主体的に実践する組織として、景観市民活動クラブを結成することができる。
- 2 景観市民活動クラブは、市に登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録に係る内容は、公表するものとする。
- 4 市長は、景観市民活動クラブが登録の取消しの申出をしたとき、又は景観市民活動クラブとして適当でないと認めるときは、その登録を取り消すものとする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、景観市民活動クラブについて必要な事項は、規則で定める。

#### 第2節 とことこ景観資源

##### (とことこ景観資源の指定等)

- 第22条 市長は、良好な景観を形成するものとして申請された建築物、工作物、樹木、樹林地、街路樹、公共施設、眺望、市民活動その他規則で定めるものを、景観資源候補として登録することができる。
- 2 前項の規定は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)若しくは所沢市文化財保護条例(昭和33年告示第35号)に基づく文化財又はふるさと所沢のみどりを守り育てる条例(平成23年条例第25号)第15条第2項の規定により指定されたふるさとの樹(次項において「文化財等」という。)については、適用しない。
- 3 市長は、文化財等及び第1項の規定により登録された景観資源候補のうちから、良好な景観の形成に資すると認めるものを、とことこ景観資源として指定することができる。
- 4 前項の規定は、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念

物として指定され、又は仮指定された文化財については、適用しない。

- 5 前各項に掲げるもののほか、とことこ景観資源の指定等について必要な事項は、規則で定める。

##### (とことこ景観賞)

- 第23条 市長は、前条第3項の規定により指定されたとことこ景観資源のうちから、特に良好な景観の形成に資するものを、とことこ景観賞として表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定による表彰に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

### 第4章 所沢市景観審議会

#### (設置)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じて良好な景観の形成に関する事項について調査審議するため、所沢市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

- 第25条 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者

#### (会長及び副会長)

- 第26条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (任期)

- 第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会議)

- 第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (守秘義務)

- 第29条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第5章 雑則

#### (委任)

- 第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知がなされた行為であって、この条例の施行の日以後も引き続き行われているものについては、法第8条第1項の規定により埼玉県が定めた景観計画及び埼玉県景観条例(平成19年埼玉県条例第46号)の例による。
- 3 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 附 則 (平成23年9月30日条例第25号抄)

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条の2の規定は、令和8年4月1日以後に同条第1項に規定する行為をしようとする者について適用する。



## 所沢市ひと・まち・みどりの景観計画

平成22（2010）年12月28日告示

平成23（2011）年7月1日施行

令和7（2025）年9月26日告示

令和8（2026）年1月1日施行

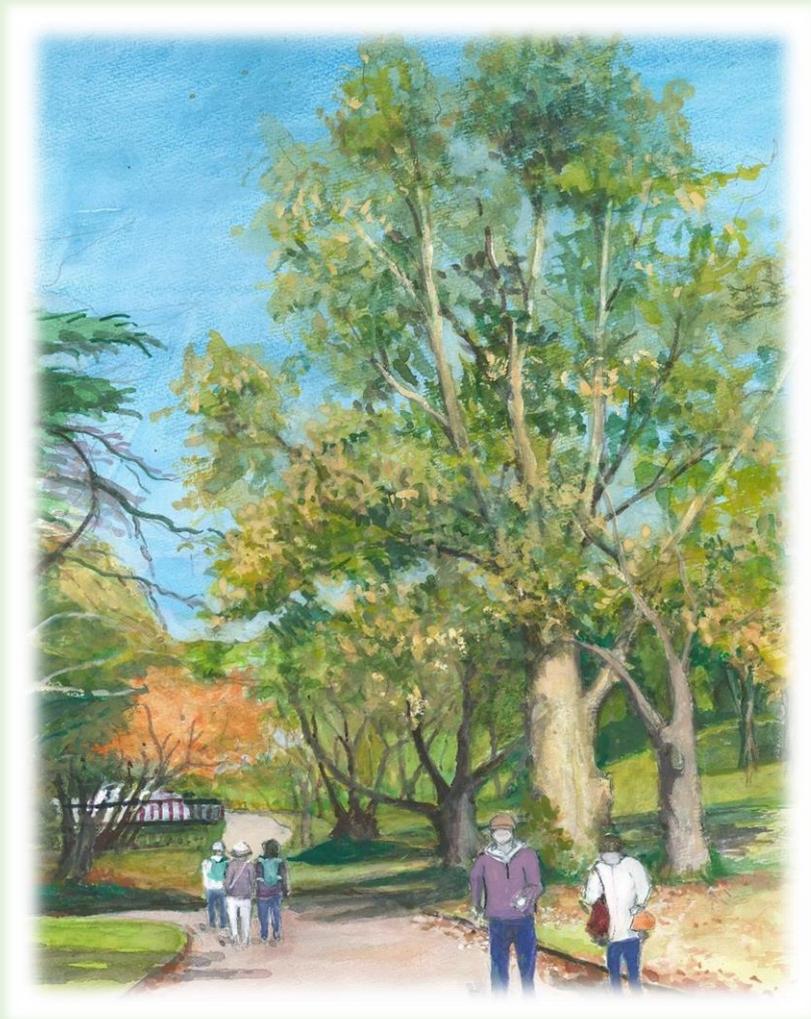
発行 所沢市

編集 街づくり計画部 都市計画課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL：04-2998-9192

FAX：04-2998-9163



所沢市